【別添１０】

施設・設備基準

１ ファシリティ要件

⑴ 法令等

①情報システム安全対策基準(平成７年８月２９日制定（通商産業省告示第５１８号）平成９年９月２４日最終改正（通商産業省告示第５３６号））の条件を満たしているもの。
②情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）（㈶日本情報処理開発協会）における認定を受けていること。

⑵ 設置環境

①機器の増設等を考慮した、十分に拡張性を有する施設であること。
②建築基準法や消防法に準拠した火災報知機システムやN２ガスまたは新ガス等による消火設備が設置されていること。
③超高感度煙監視システムによる対策を実施していること。

⑶ 電力設備

２４時間３６５日サービス提供可能な電源設備（自家発電装置、無停電装置等）を有すること。

⑷ 空調設備

①２４時間３６５日サービス提供可能な空調設備を有すること。
②適正な温度や湿度に安定して保持できること。

⑸ 災害対策

①地震、水害及び落電等の自然災害への対策がなされていること。
②震度７クラスへの耐震性を有すること。
③災害復旧を中心とした事業継続計画（BCP）が策定されており適用可能であること。
④免震フリーアクセス床を採用していること。
⑤災害時に燃料供給を優先的かつ継続的に受けられる契約を複数の燃料供給会社と締結していること。

⑹ セキュリティ対策

①ＩＣカード及び生体認証等によりデータセンターへの入退室を制限するとともに入退室者の記録をとり長期保存すること。
②ＩＤＳ/ＩＰＳ（不正侵入探知・防御）及びファイアウォール・フィルタリング機能等を有し、障害イベント発生時はメール等による通報ができる仕組みを有すること。
③本業務を提供するサーバの設置場所を第三者に公表しないこと。

⑺ システム運用

①システムの稼働時間帯における運用監視体制や仕組みを提供できること。
②障害時におけるシステム復旧を迅速にできる体制や仕組みを提供できること。
③システムデータの遠隔地保管が実施可能であること。

⑻ 施設立地

日本国内法令が及ぶ日本国内に設置されており、自然災害の影響が少ないこと。

２ ネットワーク要件

⑴ 事業者（受注者）、三重県（発注者（入札情報サービス以外））との回線

①受注者側ネットワークはインターネット接続とし、発注者（入札情報サービス以外）からのネットワークは三重県行政ＷＡＮからインターネット接続とし、システムが利用可能であること。
②機密性が必要とされるデータに対しては、ＨＴＴＰＳ等による暗号化通信により接続が行えるものであること。
③ネットワーク機器は、ＩＰｖ６への対応が可能なものであること。

⑵ 三重県（発注者（入札情報サービス））との回線

①発注者側（入札情報サービス）からのネットワークは、三重県行政ＷＡＮからインターネットに接続し、システムが利用可能であること。なお、データセンターからインターネットの接続にかかる回線及び機器については、本調達の範囲内とする。
②機密性が必要とされるデータに対しては、ＨＴＴＰＳ等による暗号化通信により接続が行えるものであること。
③ネットワーク機器は、ＩＰｖ６への対応が可能なものであること。

⑶ 受託者との回線

リモート接続やサーバ監視等の目的で、受託者とデータセンターを結ぶ回線及び機器を準備する必要がある場合は、その費用も受託者の負担とする。

３ その他

⑴ データの目的外利用

取り扱うデータの目的外利用を禁止する。

⑵ 脆弱性の管理

サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行う。

⑶ 不正アクセスの防止

不要なサービスを停止すること。また、利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて遮断すること。

⑷ アクセスログの管理

アクセス記録を保存すること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。

⑸ データの暗号化

保存されるデータは暗号化されていること。

⑹ データの消去

保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。
なお、暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置と見なす。

⑺ 仕様変更の通知

サービス仕様の変更やサービス終了等について、対応策が検討する期間を確保するため、事前に通知がされること。

(8) サービス稼働率とサポート

サービスの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する事項が示されていること。

(9) セキュリティインシデント発生時の対応

利用者へ公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、利用者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。

(10) 免責事項等

サービス提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。